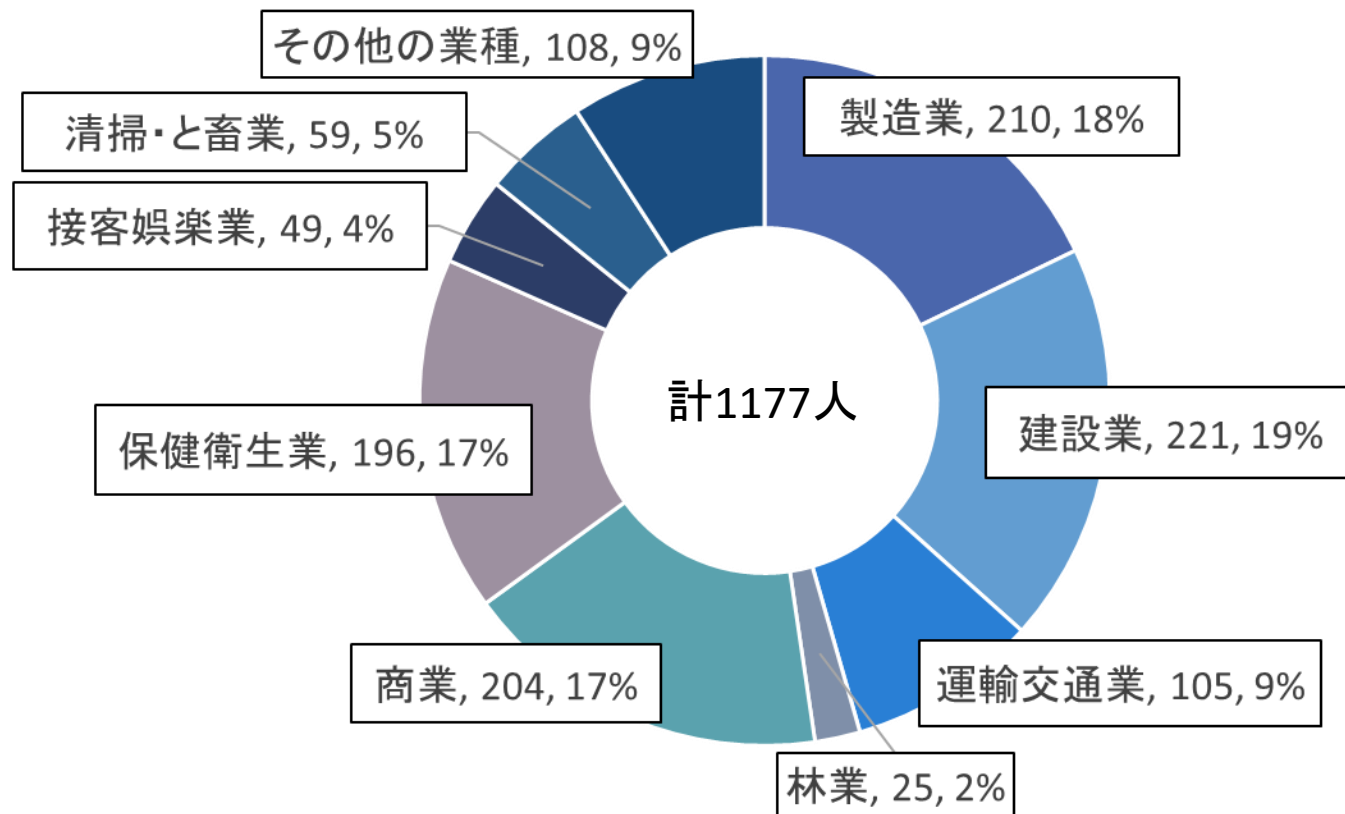


石綿障害予防規則の改正について

令和6年12月24日
能代労働基準監督署

労働災害発生状況（令和5年）

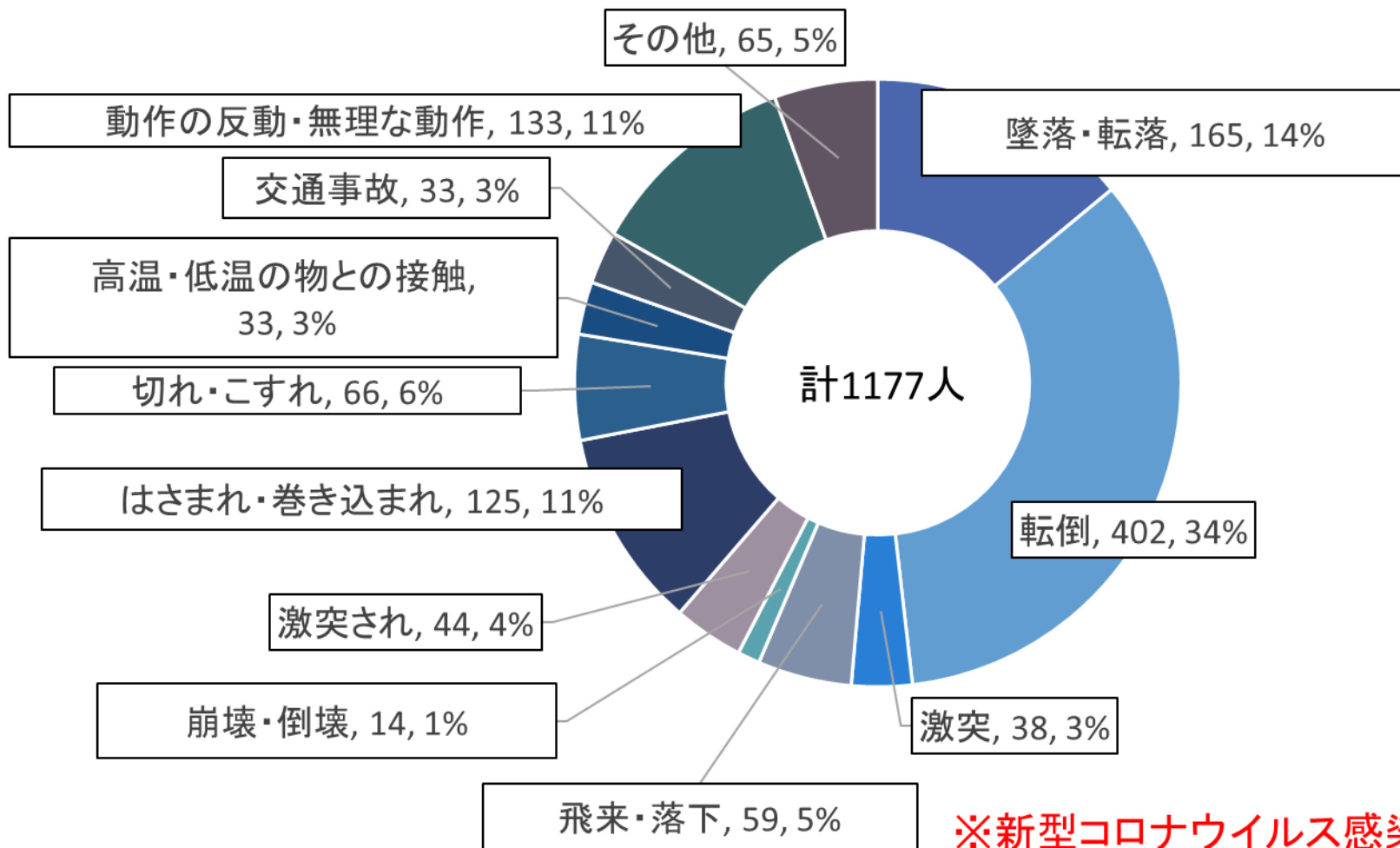
令和5年業種別労働災害発生状況（秋田労働局）



※新型コロナウイルス感染症を除く

労働災害発生状況（令和5年）

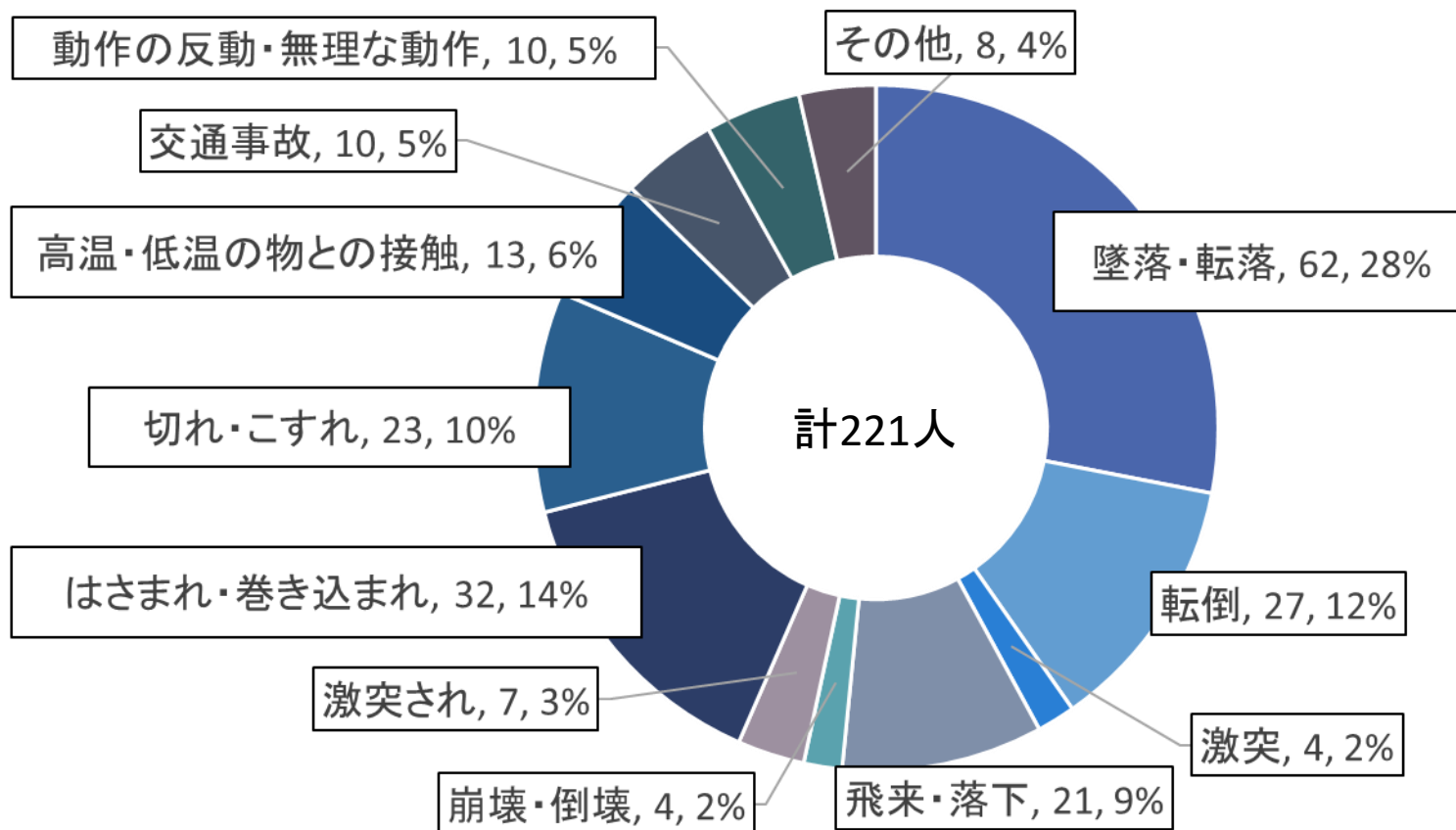
令和5年事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



※新型コロナウイルス感染症を除く

労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業事故の型別労働災害発生状況（秋田労働局）



労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業死亡災害発生状況（秋田労働局）

| No | 署別 | 発生日 | 業種名 | 年齢 経 験 (○年以上 ○年未満) | 事故の型 | 起因物 | 発 生 状 況 |
|----|----|-----|--------------------------|-----------------------------|--------------|-------------|--|
| 1 | 横手 | 3月 | 河川土木工 事業 (3-1-7) | 60歳代 (1年未満) | 飛来、落下 | 掘削用機 械 | 農業用水路工事において、ドラグ・ショベルを使用して、チェーンスリング1本で玉掛けした敷鉄板を吊り上げて移動し、別の鉄板上に降ろしたところ、チェーンスリングのフックが外れて鉄板が倒れ、鉄板の振れ止めを行っていた被災者がその下敷きとなった。 |
| 2 | 能代 | 4月 | 道路建設工 事業(3-1- 6) | 60歳代 (10～20年) | 交通事故 (道路) | トラック | 被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道と歩道間の防風柵に衝突した。 |
| 3 | 秋田 | 5月 | その他の 建築工事業 (3-2-9) | 30歳代 (1年未満) | 飛来、落下 | 移動式 クレーン | 設備の点検整備工事において、移動式クレーンで溶接機（約350kg）を吊り上げて旋回したところ、溶接機下部に付いていたオイル漏れ防止用の鉄板が外れて落下し、その下で作業していた被災者に激突した。 |

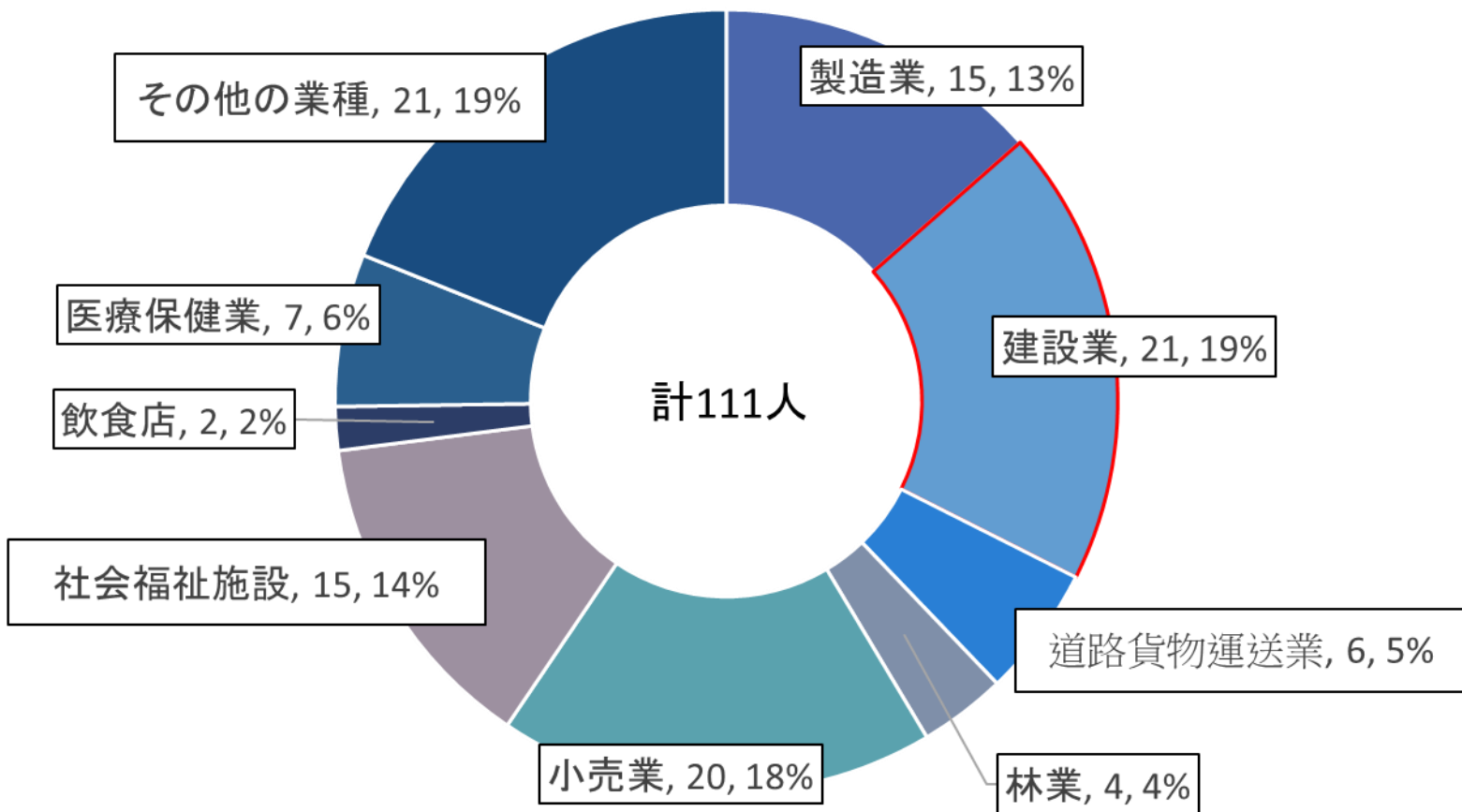
労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業死亡災害発生状況（秋田労働局）

| No | 署別 | 発生日 | 業種名 | 年齢 経 験 (○年以上 ○年未満) | 事故の型 | 起因物 | 発 生 状 況 |
|----|----|-----|--|-----------------------------|---------------------|-------------|---|
| 4 | 秋田 | 7月 | その他の土 木工事業 (3-1-99) | 70歳代 (10~20年) | 高温・低温 の物との 接触 | 高温・ 低温環境 | 農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時の秋田市のWBGT値は30.7度（実況推測値）であった。 |
| 5 | 大館 | 8月 | 鉄骨・鉄筋 コンクリー ト造家屋建 築工事業 (3-2-1) | 40歳代 (1年未満) | 高温・低温 の物との 接触 | 高温・ 低温環境 | 被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。 |

労働災害発生状況（令和5年）

令和5年業種別労働災害発生状況（能代署）

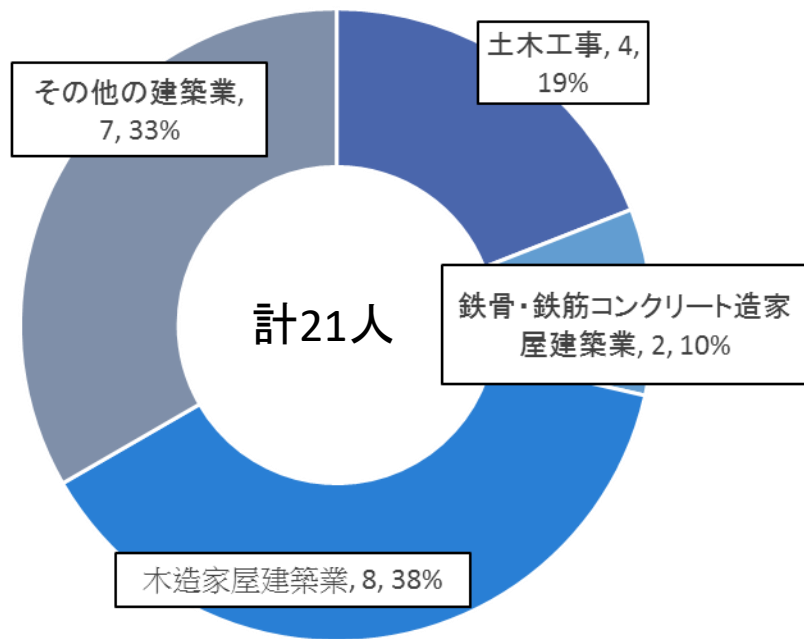


※新型コロナウイルス感染症を除く

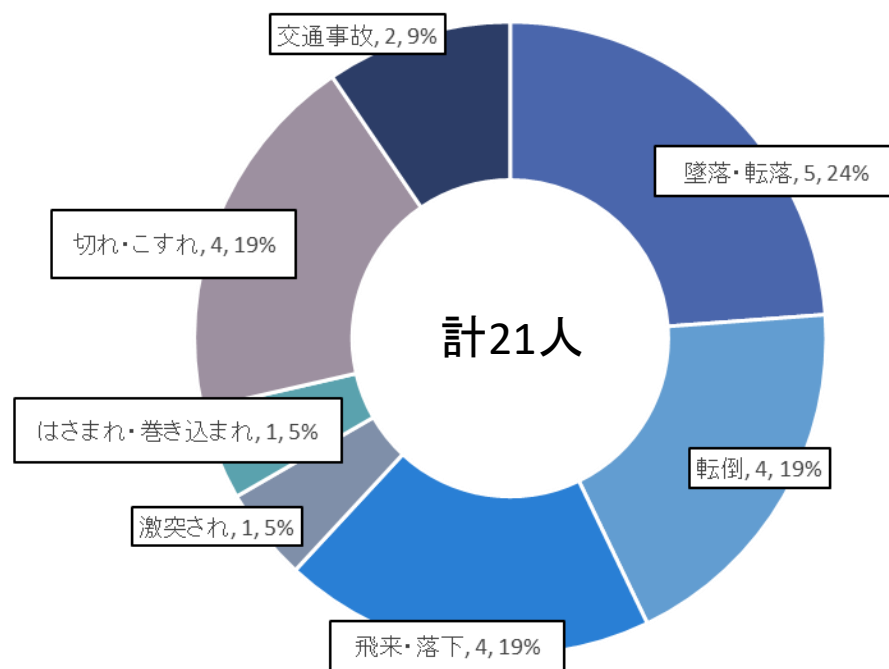
労働災害発生状況（令和5年）

令和5年建設業労働災害発生状況（能代署）

業種別

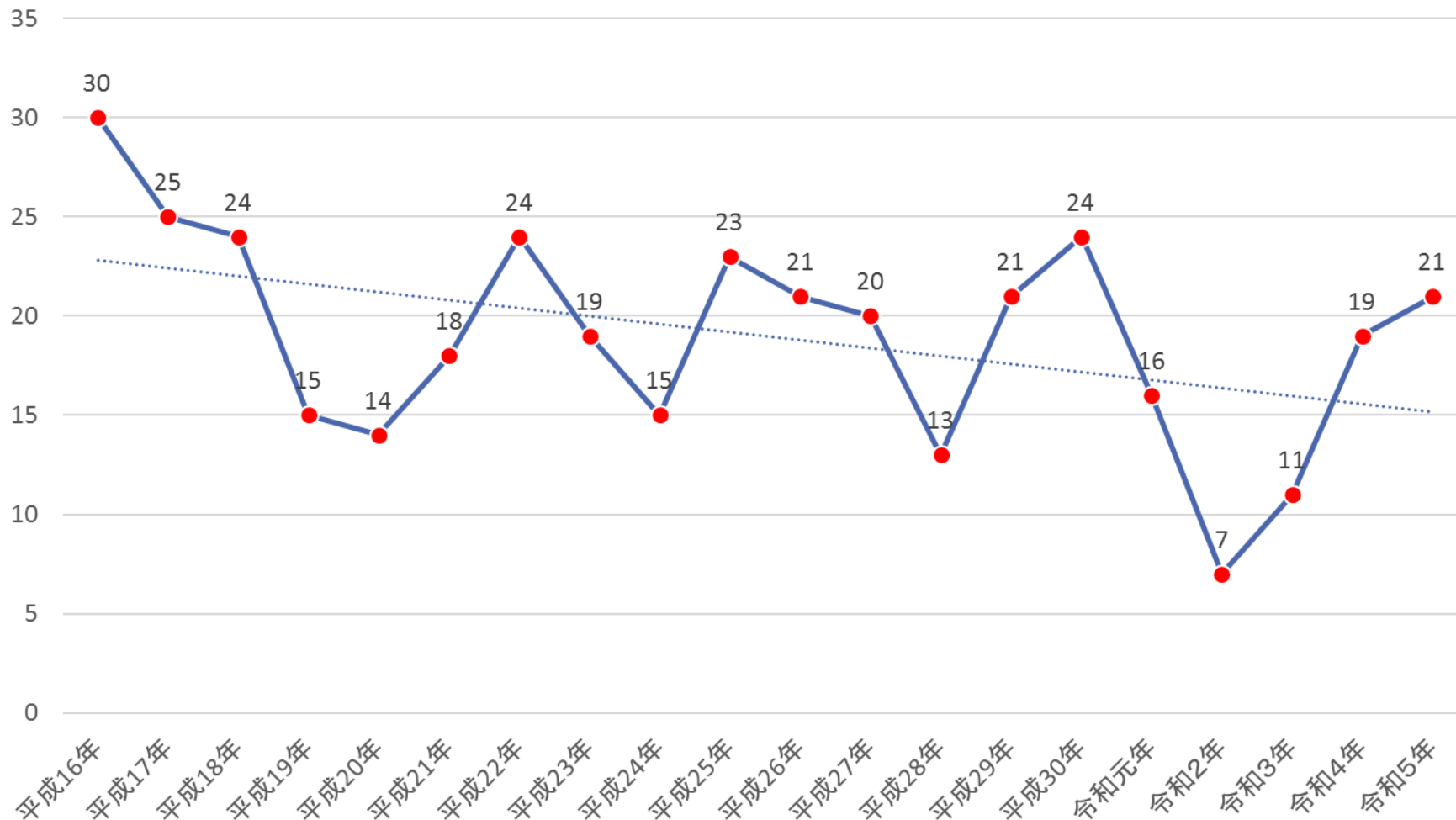


事故の型別



労働災害発生状況（令和5年）

建設業労働災害発生状況（能代署過去20年推移）



石綿 (アスベスト) とは

- ・ 天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物の一部の総称
例: クロシドライト、アモサイト、クリソタイルなど
- ・ 特性として、耐熱性、断熱・防音性、耐薬品性などが非常に優れていたことから、建築資材や電気製品など、様々な製品に使用された。



クロシドライト(青石綿)



アモサイト(茶石綿)



クリソタイル(白石綿)

石綿(アスベスト)とは

- ・ 石綿は空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると**肺がんや中皮種の誘因となる**ことが指摘される。
- ・ 昭和50年から石綿の使用について規制(含有率や作業方法など)が行われるようになり、**平成18年に石綿及び石綿を重量の0.1%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が全て禁止された。**

※石綿含有建材が組み込まれている建物などは、引き続き使用可能。

石綿 (アスベスト) とは

アスベスト全面禁止

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する**全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。**



石綿 (アスベスト) の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- 蛇紋石系石綿 クリントイル (白石綿)
- 角せん石系石綿
 - クロシドライト (青石綿)
 - アモサイト (茶石綿)
 - アンソフィライト
 - トレモライト
 - アクチノライト

事業者の皆さまへ

- 石綿含有製品は、**在庫品**についても**譲渡、提供または使用が禁止されています。**
- スレート等の建材、パッキン等のシール材を販売、使用する際には、その製品が**石綿を含有していないことを確認**してください。
- 機械製品等の輸入**に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ**書面や分析結果により確認**してください。

※平成18年9月1日の時点で既に使用されている^{※1}物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。
 注) 「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。
 なお、建物等から取り外したものを再利用することはできません。
 ※平成18年9月1日以前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

関係法令

○労働安全衛生法 (抜粋)
 (製造等の禁止)
 第55条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジン含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○労働安全衛生法施行令 (抜粋)
 (製造等が禁止される有害物等)
 第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿
 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

※石綿及び石綿含有製品は、製造や取扱いの過程で労働者に重大な健康障害を生ずるため、労働安全衛生法で製造や輸入が禁止されています。この規定に違反すると、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられるとともに、両罰規定により法人なども罰金刑を科せられます。

●製造等禁止前に使用されていた主な石綿 (アスベスト) 含有製品

| 製品の種類 | | 主な用途 |
|----------|--|---------------------------------|
| 建材 | 石綿セメント円筒 | 煙突など |
| | 押出成形セメント板 | 建築物の非耐力外壁及び仕切壁 |
| | 住宅屋根用化粧スレート | 住宅用屋根 |
| | 繊維強化セメント板 (平板) | 建築物の外装及び内装 |
| | 繊維強化セメント板 (波板) | 建築物の屋根及び外壁 |
| | 窯業系サイディング | 建築物の外装 |
| 摩擦材 | クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング | 自動車用と産業用 (クレーン、エレベーター等) のブレーキなど |
| 接着剤 | | 高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど |
| 耐熱、電気絶縁板 | | 配電盤など |
| シール材 | ガスケット | 配管用フランジなどの静止部分の密封に用いられるもの |
| | パッキン | バルブやポンプの軸封などの運動部分の密封に用いられるもの |
| その他の石綿製品 | | 工業製品材料 (ジョイントシート、石綿布など)、実験用金網など |

●輸入製品に石綿の混入が判明し、輸入者が製品、部品の回収をした事例

- ・パッキン (鉄鋼プラント、農業機械及び焼却炉として)
- ・ガスケット (航空機用、自動二輪車として)
- ・セラミック付き金網 (学校実験用)
- ・ブレーキシュー・パッド (自動二輪車として)

石綿(アスベスト)とは

★身の回りの石綿★

石綿は、建材に多く使用されてきました。

このため、建築物等の解体や改修工事で建材を切断、破砕する際に石綿が飛散し、ばく露するおそれがあります。

建材の形状や密度により解体・改修作業時の石綿の飛散性も異なります。

右の写真のような建材以外に、ガスケットやパッキン、電気設備等にも使用されており、配管・防水・電気工事等も含めさまざまな工事の対象物に石綿が含まれている可能性があります。

詳しくは、国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」を参照してください。

吹付け石綿(鉄骨耐火被覆材)



石綿含有保温材(配管エルボの保温材)



石綿含有けい酸カルシウム板第1種(軒天)



外装用薄付き仕上げ塗材(リシン吹付け)



複層仕上げ塗材 吹付けタイル(ボンタイル)

〈主な使用部位と用途〉

- ・一般建築物の天井材、壁材として使用されている
- ・外装では、軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏等に使用されている

〈主な使用部位と用途〉

- ・一般住宅や事務所、病院、公共施設等の外装に多く使用されている




石綿 (アスベスト) とは

- 石綿の輸入量は1970年から1990年にかけて年間約30万トンが輸入されており、そのうちの相当量が建材に使用されていたと言われている。
- 今後、石綿含有建材を使用した建築物が寿命により解体されることとなるが、そのピークは2020年から2040年に到来すると予想されている。



出典:環境再生保全機構

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

| 現行 | | 改正後 | |
|---|--------------------|--|--|
| | | ※下線部分が改正内容 | |
| <p>レベル1 石綿含有吹付け材</p>  | <p>計画届 ※ 十四日前</p> | <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検等</p> |
| <p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>  | <p>作業届 ※ 工事開始前</p> | <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> |
| <p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p>  | | <p>健康診断</p> | <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> |

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）^{※1}が対象

計画届（レベル2も計画届） ※ 十四日前

事前調査
※調査方法を明確化
資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け
 作業計画
作業状況等の写真等による記録・3年保存
 掲示
 湿潤な状態にする
 マスク等着用
 作業主任者の選任
 作業者に対する特別教育
 健康診断

負圧隔離
 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
 作業開始前、中断時の負圧点検
隔離解除前の取り残し確認
 等

隔離
 ※負圧は不要

解体・改修工事前の事前調査

事前調査の要件の明確化(石綿則第3条第2項)

- 事前調査は、解体等対象建築物等の全ての材料を以下の方法で確認
(事前調査＝解体等の作業の前に行う石綿の有無の調査 解体等作業は原則実施)

1 設計図書等文書の確認

例:対象物の工事用の図面、施工記録など

例外あり↑

2 設計図書等文書の内容と相違ないか目視による確認

※設計図書等文書がない、目視で確認が困難である場合についてはこの限りでない。
→解体工事等が進行する途中で目視確認ができるようになった段階で、事前調査を行う(石綿則第3条第9項)

- 石綿等が使用されていないと判断する方法

1 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法

2 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が石綿全面禁止以降の製品であることを確認する方法

(原則平成18年9月1日以降、ガスケット及びグランドパッキンについては別に規定有)

解体・改修工事前の事前調査

- 石綿則第3条第2項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は以下のとおりの方法によることができる。(石綿則第3条第3項第1号から第8号)

| 調査対象物 | 調査方法 |
|---|--------------------------|
| すでに事前調査に相当する調査が行われている解体工事等対象建築物等 | すでに行われた事前調査を確認する方法 |
| 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく有害物質一覧表確認証書又はそれに相当する証書の交付を受けている船舶 | 有害物質一覧表を確認する方法 |
| 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日が平成18年9月1日以降である解体等対象建築物等 | 着工日等を設計図書等文書で確認する方法 |
| 平成18年9月1日以降に着工された建築物等のガスケット又はグランドパッキン | 着工日及び設置日を設計図書等文書で確認する方法。 |

解体・改修工事前の事前調査

補足1: ガasket及びグランドパッキンの事前調査方法(石綿則第3条第3項第4号から8号)

平成18年9月1日以降に着工された建築物等に使用された製品で、以下の要件を満たす製品については建築物等の着工日や製品の設置日を設計図書等により確認することで足りるとしている。

- ・ 非鉄金属製造業の用に供する施設の設備であって、平成19年10月1日以降にその接合部分に設置されたガasket
- ・ 鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以降にその接合部分に設置されたガasket又はグランドパッキン
- ・ 潜水艦について、平成21年4月1日以降に設置されたガasket又はグランドパッキン
- ・ 化学工業施設の設備であって、平成23年3月1日以降にその接合部分に設置されたグランドパッキン
- ・ 化学工業施設の設備であって、平成24年3月1日以降にその接合部分に設置されたガasket

解体・改修工事前の事前調査

事前調査を行う者の要件(石綿則第3条第4項)

- 令和5年10月1日より、建築物の事前調査について、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、以下の資格を取得している者に行わせなければならないこととなった。

| 資格名称 | 事前調査できる範囲 |
|--|--------------------|
| 一般建築物石綿含有建材調査者 | 全ての建築物 |
| 特定建築物石綿含有建材調査者 | 全ての建築物 |
| 令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者(事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者) | 全ての建築物 |
| 一戸建て等石綿建材調査者 | 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部 |

解体・改修工事前の事前調査

事前調査を行う者の要件(石綿則第3条第4項)

- 令和8年1月1日以降は、一定の工作物についても資格を有する者に行わせる必要がある。

※資格を有する者に行わせる必要のある工作物

反応槽

加熱炉

ボイラー及び圧力容器

配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く)

焼却設備

煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)

貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)

発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)

変電設備

配電設備

送電設備(ケーブルを含む。)

トンネルの天井板

プラットホームの上家

遮音壁

軽量盛土保護パネル

鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

上記以外の工作物で塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業
(塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等)

<対象工作物及び事前調査の資格>

| 区 分 | 対象工作物 | 事前調査の資格(下記のいずれか) |
|--|--|--|
| <p>特定工作物</p> <p>石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)</p> | <p>① 反応槽</p> <p>② 加熱炉</p> <p>③ ボイラー及び圧力容器</p> <p>④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)</p> <p>⑤ 焼却設備</p> <p>⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)</p> <p>⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)</p> <p>⑧ 変電設備</p> <p>⑨ 配電設備</p> <p>⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)</p> | <p>工作物石綿事前調査者</p> |
| | <p>⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)</p> <p>⑫ トンネルの天井板</p> <p>⑬ プラットホームの上家</p> <p>⑭ 遮音壁</p> <p>⑮ 軽量盛土保護パネル</p> <p>⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</p> <p>⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)</p> | <p>・工作物石綿事前調査者</p> <p>・一般建築物石綿含有建材調査者</p> <p>・特定建築物石綿含有建材調査者</p> <p>・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p> |
| <p>特定工作物以外の工作物</p> | <p>上記(①～⑰)以外の工作物</p> <p>(※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。</p> | |

解体・改修工事前の事前調査 いったんまとめると・・・

- ・建築物等を解体、改修等をするときは、**事前に資格を持つ者が設計文書等及び目視等**で石綿の有無を調査しなければならない。
- ・すでに事前調査を行っているものや、着工日が平成18年9月1日以降の建築物等については、**すでに行った事前調査の結果を確認する、着工日等を確認すること**で足りる。
- ・資格を持つ者とは、**必要な講習を受講し終了した者、令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者**などを言う。

解体・改修工事前の事前調査

分析調査を行う者の要件(石綿則第3条第5項、第6項)

- 設計図書等文書及び目視による調査を行ったが、対象建築物等に石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合

→分析による調査が必要となる。

※ただし、当該建築物等について石綿等が使用されているものとみなして、必要な措置を行う場合は分析調査を要しない。
分析調査を行わない場合は必要となる可能性がある最も厳しい措置を講じなければならない。

- 令和5年10月1日から分析調査を行う者について、一定の要件(必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの)が必要となった。

解体・改修工事前の事前調査

分析調査を行う者の要件(石綿則第3条第6項)

要件は以下のとおり

1. 分析調査講習を受講し修了考査に合格した者
2. 上記1と同等以上の知識及び技能を有すると認められる以下①から⑤までに掲げる者
 - ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク又はBランク認定分析技術者
 - ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
 - ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)」合格者
 - ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
 - ⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材の中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

解体・改修工事前の事前調査

事前調査・分析調査の記録の保存(石綿則第3条第7項)

事前調査又は分析調査を行った場合は以下の事項についての記録を作成し、調査を終了した日から3年間保存する。

1. 事業者の名称、住所及び電話番号
2. 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要(概要は簡潔な記載で足りる)
3. 調査終了日
4. 着工日等
5. 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
6. 事前調査を行った部分(図面による表示が望ましい)
7. 事前調査の方法
8. 事前調査を行った部分の材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつてはその判断の根拠(判断根拠として使用した書類等含む)
9. 建築物及び船舶に係る事前調査及び分析調査を行った者の氏名及び適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者(資格を持つ者)であることを証明する書類の写し
9. 事前調査を行ったものの氏名
10. 解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料の有無及び場所
11. 事前調査を行った場合、当該事前調査を行った者が資格を持つものであることを証明する書類の写し(資格が必要のない場合は除く)
12. 分析調査を行った場合において、当該分析調査を行った者の氏名及び当該分析調査者が資格を持つ者であることを証明する書類の写し(※9,11,12は令和8年1月1日施行)

解体・改修工事前の事前調査

補足2: 事前調査結果の記録例

1. 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(付録 I 事前調査の方法録)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html (環境省HP)

2. 厚生労働省が公開している建築物石綿含有建材調査者講習の標準テキスト(第4講座)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html (厚生労働省HP)

解体・改修工事前の事前調査

事前調査・分析調査の記録の周知(石綿則第3条第8項)

解体等の作業を行う場合については以下の事項を現場に掲示し、労働者に周知する必要がある。

- 調査終了日
- 事前調査を行った部分の概要
- 事前調査の方法の概要
- 材料ごとの石綿等の有無及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつてはその判断の根拠の概要

※「概要」とはどの程度であればよいか？

- 事前調査を行った部分はおおよそ特定できる情報を簡潔にまとめたもので差し支えない。

例：建築物の一部を調査した場合

→階数及び部屋名など部屋の場所が特定できる内容で足りる

- 石綿等の使用の有無の概要は、石綿の有無及び石綿なしと判断した根拠がどういうものか(設計図書や目視など)を記載。

その他、記録の写しについては現場に備え付ける必要がある。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二、五号の三)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

| | | | |
|------------------------------------|---------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 事業場の名称: | | | |
| 届出先及び届出年月日 | 労働基準監督署 都・道・府・県 市・区 | 令和 年 月 日 | 発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) |
| | 調査終了年月日 | 令和 年 月 日 | |
| | 看板表示日 | 令和 年 月 日 | 住所 |
| | 解体等工事期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | |
| | 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | |
| 調査方法の概要(調査箇所) | | | 元請業者(工事の施工者かつ調査者) |
| 【調査方法】 【調査箇所】 | | | 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) |
| 調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) | | | 住所 |
| 【石綿含有あり】 | | | 現場責任者氏名 連絡場所 TEL |
| 【石綿含有なし】 | | | を石綿作業主任者に選任しています。 |
| | | | 調査を行った者(分析等の実施者) |
| | | | 氏名又は名称及び住所 |
| 石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 | | | 事前調査・試料採取を実施した者 |
| 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 | 除去・囲い込み・封じ込め・その他 | | |
| 集じん排気装置 | 機種・型式・設置数 | | |
| | 排気能力(m ³ /min) | | |
| | 使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%) | | |
| 使用する資材及びその種類 | | | |
| その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法 | 注2) | | |
| 備考:その他の条例等の届出年月日 | 注2) | | |
| | その他事項 | | |

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が⁴80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

解体・改修工事前の事前調査 ここまでのまとめ

- ・設計図書等や目視による確認で石綿の有無を確認することができない場合は、分析調査が必要だが、石綿が使用されているとみなして行うのであれば分析調査をする必要はない。
- ・分析調査を行う場合は資格が必要。
- ・事前調査実施後は記録の3年保存と作業場において調査結果の概要の掲示による周知が必要。また、結果の記録は作業場に備え付けなければならない。

解体・改修工事前の事前調査

工事開始前の事前調査の報告(石綿則第4条の2第1項)

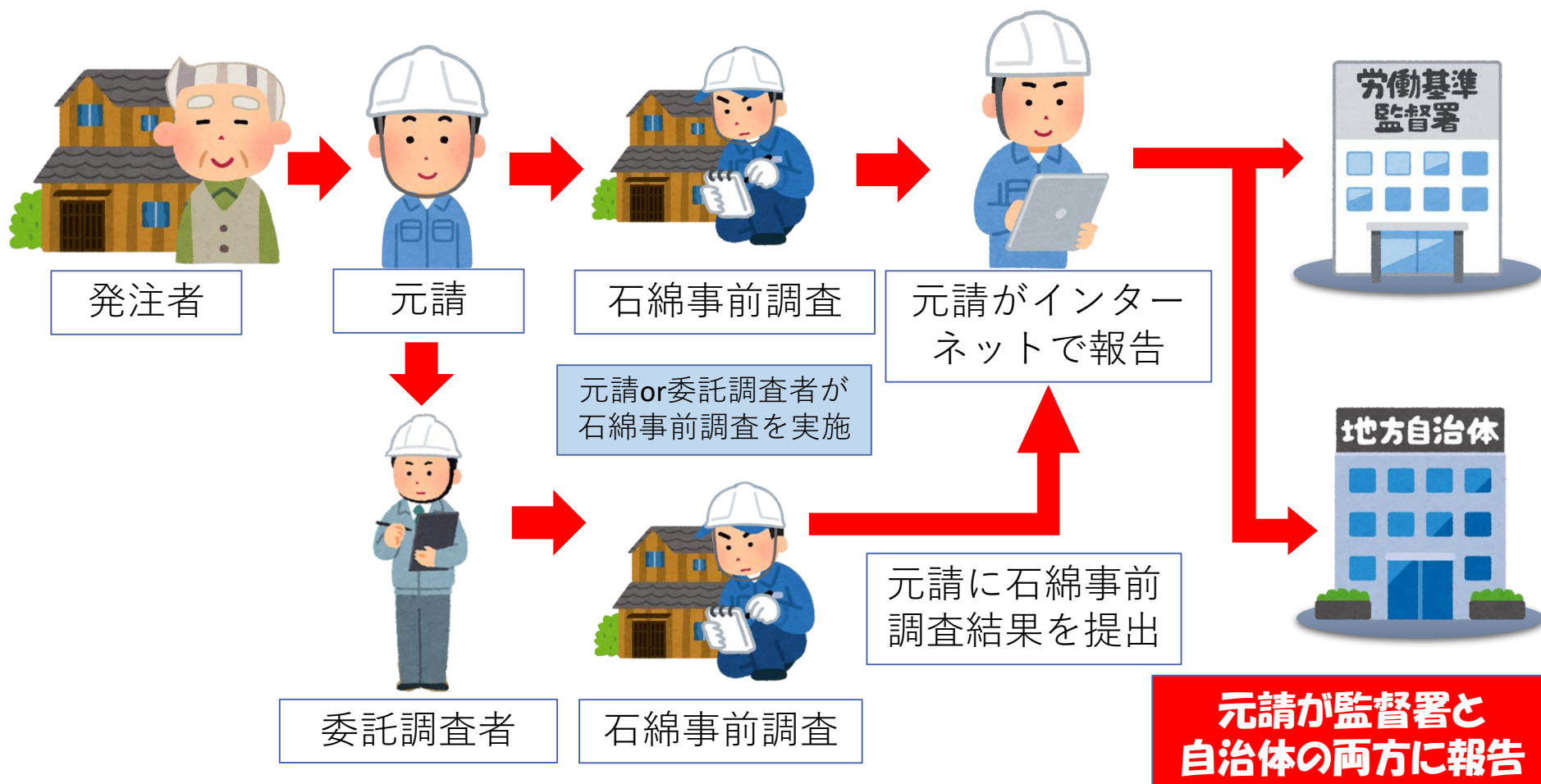
以下の要件に該当する工事については、事前調査の結果について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

1. 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
2. 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
3. 請負金額が100万円以上の工作物の解体工事(厚生労働大臣が定めるものに限る)
※「厚生労働大臣が定めるもの」
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、一部の配管設備、焼却設備など
(スライドP20参照)

報告の方法 → 石綿事前調査結果報告システム

解体・改修工事前の事前調査

※石綿事前調査結果報告は、原則としてインターネットでの報告が必要です。



解体・改修工事前の事前調査

asbestos 石綿の有無の


解体・改修・各種設備工事の受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ、厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
※システムの利用にはgBizID（gビジネスIDまたはgビジネスエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓
https://gbiz-id.go.jp/top/

労働基準監督署 自治体

パソコン・スマホから24時間報告できます

石綿事前調査結果報告システム 検索

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

R3.11

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

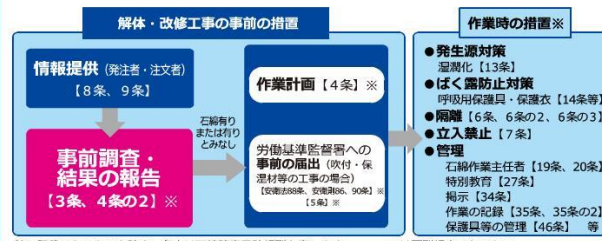
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

| 工事の対象 | 工事の種類 | 報告対象となる範囲 |
|-----------------------------|-----------|-------------------|
| 全ての建築物 (建築物に取付ける建築設備を含む) | 解体 | 解体部分の床面積の合計が80㎡以上 |
| | 改修（※1） | 請負金額が税込100万円以上 |
| 特定の工作物（※3） | 解体・改修（※2） | 請負金額が税込100万円以上 |

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研削・穿孔（穴開け）等を行うものを含まず。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に取付ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に取付ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（粉物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量土保護/パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!






石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

| 現行 | | 改正後 | |
|---|--------------------|---|--|
| | | | ※下線部分が改正内容 |
| <p>レベル1 石綿含有吹付け材</p>  | <p>計画届 ※ 十四日前</p> | <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検等</p> |
| <p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>  | <p>作業届 ※ 工事開始前</p> | <p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> |
| <p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p>  | | <p>けい酸カルシウム板1種※2 (破碎時)</p> <p>仕上げ塗材 (電動工具での除去時)</p> | <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> |

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）^{※1}が対象
 計画届（レベル2も計画届） ※ 十四日前

隔離
 ※負圧は不要

計画届の届出の範囲拡大と新設

以下の仕事について、労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

1. 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ）に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事（レベル1）
2. 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事（レベル2）

計画届の届出の範囲拡大と新設

<現行>

| | 建築物、工作物、船舶 | うち耐火建築物・準耐火建築物 |
|-------------------------|------------|-----------------|
| | | 吹き付けられている石綿等の除去 |
| 吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み | 作業届 | 作業届 |
| 石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み | 作業届 | 作業届 |



<改正後>

| | 建築物、工作物、船舶 | うち耐火建築物・準耐火建築物 |
|-------------------------|------------|-----------------|
| | | 吹き付けられている石綿等の除去 |
| 吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み | 計画届 | 計画届 |
| 石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み | 計画届 | 計画届 |

計画届の届出の範囲拡大と新設

計画届届出の際に必要な書類

- ①計画届表紙(様式第21号)
- ②仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ③建設等をしようとする建設物等の概要を示す書面
- ④工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ⑤工法の概要を示す書面又は図面
- ⑥労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面
- ⑦工程表
- ⑧その他、作業に応じて必要な書類
(資格証、使用する機械や保護具がわかる書面など)

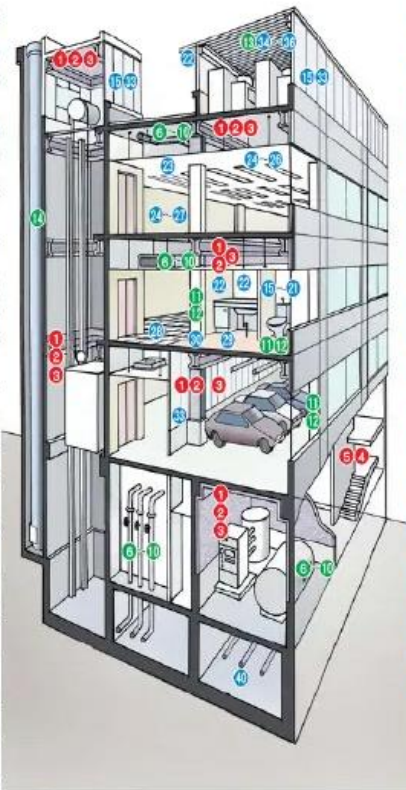
石綿に係る作業が始まる14日前までに届出が必要！

計画届の届出の範囲拡大と新設

アスベスト含有建材の使用部位例

<RC・S造>

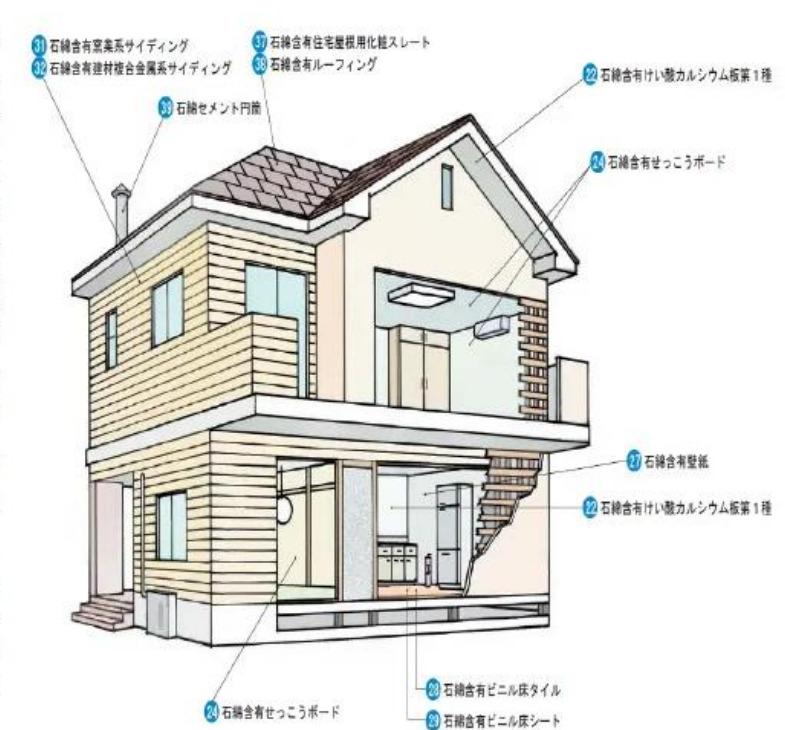
- 1 吹付け石棉……………P12
- 2 石棉含有吹付けロックウール…P14
- 3 薄式石棉含有吹付け材……………P15
- 4 石棉含有吹付けパーミキュライト……………P16
- 5 石棉含有吹付けパーライト…P17
- 6 石棉含有けいそう土保温材…P18
- 7 石棉含有けい酸カルシウム保温材……………P18
- 8 石棉含有パーミキュライト保温材……………P18
- 9 石棉含有パーライト保温材……………P18
- 10 石棉保温材……………P18
- 11 石棉含有けい酸カルシウム板第2種……………P20
- 12 石棉含有耐火被覆板……………P21
- 13 屋根用折板石棉断熱材……………P22
- 14 煙突用石棉断熱材……………P23
- 15 石棉含有スレートボード・フレキシブル板……………P24, 40
- 16 石棉含有スレートボード・平板……………P24
- 17 石棉含有スレートボード・軟質板……………P24
- 18 石棉含有スレートボード・軟質フレキシブル板……………P24
- 19 石棉含有スレートボード・その他……………P24
- 20 石棉含有スラグせっこう板……………P25
- 21 石棉含有バルブセメント板……………P25



アスベスト含有建材の使用部位例

<戸建て住宅>

- 22 石棉含有けい酸カルシウム板第1種……………P26, 31, 39
- 23 石棉含有ロックウール吸音天井板……………P27
- 24 石棉含有せっこうボード……………P28
- 25 石棉含有パーライト板……………P29
- 26 石棉含有その他パネル・ボード……………P29
- 27 石棉含有壁紙……………P30
- 28 石棉含有ビニル床タイル……………P32
- 29 石棉含有ビニル床シート……………P34
- 30 石棉含有ソフト巾木……………P35
- 31 石棉含有窯業系サイディング……………P36
- 32 石棉含有建材複合金属系サイディング……………P37
- 33 石棉含有押出成形セメント板……………P38
- 34 石棉含有スレート液板・大波……………P42
- 35 石棉含有スレート液板・小波……………P42
- 36 石棉含有スレート液板・その他……………P42
- 37 石棉含有住宅屋根用化粧スレート……………P43
- 38 石棉含有ルーフィング……………P44
- 39 石棉セメント円筒……………P45
- 40 石棉セメント管……………P46



建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

| 現行 | | 改正後 | |
|--|--|--|--|
| | | ※下線部分が改正内容 | |
| <p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>  | <p>計画届 ※ 十四日前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検等</p> | <p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> |
| <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>  | <p>作業届 ※ 工事開始前</p> | <p>作業開始前の負圧点検等</p> | <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> |
| <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p>  | | | <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> |

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）^{※1}が対象

けい酸カルシウム板
1種^{※2}（破碎時）
仕上げ塗材（電動工
具での除去時）

負圧隔離
 集じん・排気装置の初回時、
変更時点検
 作業開始前、
中断時の負圧
点検
隔離解除前の
取り残し確認
 等

隔離
 ※負圧は不要

石綿の除去工事に対する規制

負圧隔離を要する作業に係る措置の強化(石綿則第6条第2項、第3項)

1. 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等を行う作業場所に設置する集じん・排気装置について、初回作業時やその日の作業開始前のほか、以下の場合にも点検を行わなければならない。
 - 設置場所の変更など、集じん・排気装置に何らかの変更を加えたとき
→排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無
 - 作業中断時
→前室が負圧に保たれていることの確認

※作業中断時は、昼休憩や作業最終日以外の日の作業終了日や該当するため、点検を実施する必要がある。また、点検は作業者が前室から退出を完了した後に行う。

2. 隔離の解除は、吹付石綿又は石綿含有保温材の除去した部分を湿潤化し、石綿に関する知識を有する者が除去の完了を確認した後でなければ行うことができない。

※石綿に関する知識を有する者とは

- 石綿の事前調査を行うことができる一定の要件を有する者(第3条第4項)
- 石綿作業主任者

石綿の除去工事に対する規制

隔離を要する作業に係る措置の強化(石綿則第6条の2)

1. けい酸カルシウム板第1種(特に石綿の粉じんが発生しやすいものとして厚生労働大臣が定めるもの)を切断等の方法により除去する場合、以下の措置を講ずる必要がある。(石綿含有形成品のうちけい酸カルシウム板第1種に対する規制)
 - 作業場所をビニールシート等で隔離(負圧までは必要ない)
 - 作業中はけい酸カルシウム板第1種を常時湿潤な状態にすること(切断面等を散水等の措置を講じながら作業を行うこと)

※切断等の方法とは

→切断、破砕、穿孔、研磨等のことをいう。

ボルトや釘等を撤去し手作業で取り外す場合は上記措置は必要ない。

※前提として、技術上困難な場合を除き、けい酸カルシウム板第1種を含む石綿含有形成品は切断等以外の方法により除去しなければならない

技術上困難な場合:材料が下地材などと接着剤で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

切断する場合は湿潤化の措置が必要(石綿則第13条)

石綿の除去工事に対する規制

隔離を要する作業に係る措置の強化(石綿則第6条の3)

石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去を行う場合もけい酸カルシウム板第1種と同様に隔離、常時湿潤化を行う必要がある。

※石綿含有仕上げ塗材とは

→セメント、合成樹脂等の結合剤、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内
外の壁又は天井を、吹付、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持
つ模様仕上げる材料

吹付工法の場合はレベル1、ローラー塗り等はレベル3 → **いずれの工法でも発散
の程度に違いがない**

※電動工具を使用して除去する作業とは

→ディスクグラインダー、ディスクサンダーを用いて除去する作業のことをいう。
高圧水洗工法、超音波ケレン工法等により除去する作業は含まれない。

石綿の除去工事に対する規制

石綿等の切断等の作業を行う場合の措置について

石綿等の切断等の作業を行う場合、湿潤化することを求められている(石綿則第6条の2、第6条の3、第13条)。




しかし、法改正により令和6年4月1日から、

- ・石綿等を湿潤な状態とする
- ・除じん性能を有する電動工具を使用若しくはその他石綿等の粉じんの発散を防止する措置

のいずれかの措置を講ずることを義務付けられることとなった。

(基発0829第1号令和5年8月29日通達)

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

| 現行 | | 改正後 | |
|---|--------------------|--|--|
| | | | ※下線部分が改正内容 |
| <p>レベル1 石綿含有吹付け材</p>  | <p>計画届 ※ 十四日前</p> | <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の 负压点検 等</p> |
| <p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>  | <p>作業届 ※ 工事開始前</p> | <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p> | <p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> |
| <p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p>  | | <p>健康診断</p> | <p>けい酸カルシウム板 1種※2 (破碎時) 仕上げ塗材 (電動工具での除去時)</p> <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p> |

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）^{※1}が対象

作業状況等の写真等による記録・3年保存

隔離
※負圧は不要

石綿の除去工事に対する規制

労働者のごとの作業の記録項目の追加(石綿則第35条)

石綿等の取扱作業に従事しないこととなった日から40年保存となっている労働者の作業の記録について項目が追加

内容のほとんどは石綿事前調査結果報告システムで所轄労働基準監督署長へ報告するものと同様であるため、それについては同システムで報告したものの写しを保存すれば足りる。

その他、作業計画に従って作業を行ったかについて及び保護具の使用状況などについても記録が必要となるが、写真等を保存する必要はなく、文章で簡潔な記載による記録で足りる。

作業計画による作業の記録(石綿則第35条の2)

石綿則第4条第1項において、作業計画の作成が義務付けられているが、石綿使用建築物等解体等作業を行った場合は作業計画に基づいて作業が行われたか記録し、3年間保存することが必要。

保存は写真等により行う必要がある。

石綿の除去工事に対する規制

作業計画による作業の記録(石綿則第35条の2)

写真等により記録する内容

1. 石綿事前調査の概要の掲示
2. 関係者以外立入禁止の表示、喫煙・飲食禁止の表示
3. 石綿等を取り扱う作業場である旨の掲示
4. 石綿の人体に及ぼす作用・取り扱い上の注意事項・使用すべき保護具に関する掲示
5. 隔離状況や集じん・排気装置の設置状況
6. 前室・洗身室・更衣室の設置状況
7. 集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検結果
8. 前室の負圧に関する点検結果
9. 隔離を解く前に除去が完了したことを確認する措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できる写真等による記録
10. 作業計画における石綿等の粉じんのばく露を防止する方法のとおり作業が行われたことが確認できる写真等による記録
11. 除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は放送、当該容器等への必要な事項の表示および保管の状況が確認できる写真等による記録
12. 石綿等作業従事労働者の氏名、当該作業従事期間及び周辺作業労働者の氏名及び当該周辺作業従事期間

石綿の除去工事に対する規制

発注者の責務について(石綿則第8条、第9条)

解体・改修工事を発注する場合、発注者として施工業者に対して、以下の配慮が義務

- 石綿等の使用の状況に係る情報を有している場合に通知するよう努めること。
- 請負人が事前調査及び作業実施状況の記録(石綿則第35条の2)が適切に行われるように配慮すること
例: 請負人へ対象物の石綿に関する情報の提供、写真撮影の許可、協力など
- 石綿の事前調査や、当該調査の結果を踏まえた当該作業等の方法、費用又は後期等について、法令の順守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮すること

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | 令和6年度 |
|--------------------------------------|-------|-----|-------|----------------|----------|--------------------------------------|-------------|
| | 7月 | 10月 | 4月 | 4月 | 4月 | 10月 | 4月 |
| 事前調査方法の明確化 | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | |
| 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用 | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | |
| 建築物・船舶の事前調査、建築物・船舶・工作物の分析調査を行う者の要件新設 | | | | | | 周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施） | 令和5年10月施行 |
| 工作物の事前調査を行う者の要件新設 | | | | | | | 周知・令和8年1月施行 |
| 事前調査及び分析調査結果の記録等 | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | |
| 計画届の対象拡大 | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | |
| 解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設 | | | | 周知、電子報告システムの開発 | 令和4年4月施行 | | |
| 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化 | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | | |
| けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設 | | | 周知 | 令和2年10月施行 | | | |
| 仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設 | | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | |
| 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止） | | | 周知 | 令和2年10月施行 | | | |
| 労働者ごとの作業の記録項目の追加 | | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | |
| 作業実施状況の写真等による記録の義務化 | | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | |
| 発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮 | | | | 周知 | 令和3年4月施行 | | |
| 除じん性能を有する電動工具の使用に係る改正 | | | | | | 周知 | 令和6年4月施行 |
| 登録講習機関の廃止時の引渡し規定の創設 | | | | | | 周知 | 令和6年5月施行 |

改正石綿則・安衛則の公布

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限り。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

石綿対策の規制が強化されています

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が令和2年7月公布の改正省令による改正事項

石綿飛散の危険性

高

低

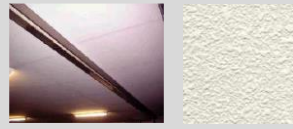
レベル1 建材



レベル2 建材



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材



計画届の提出*14日前まで
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

■ 事前調査の実施

* 調査方法を明確化 * 資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け

■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

■ 掲示

- 作業時に建材を湿潤な状態にする
- マスク等の使用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育の実施
- 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・変更時の点検
- 作業前・作業中断時の
負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

| 規制内容 | 工事の種類 | 全ての解体・改修工事 | | |
|----------------------|-------|------------|-----|-----|
| | | 建築物 | 工作物 | 船舶 |
| 事前調査の実施、記録の3年保存 | | ● | ● | ● |
| 事前調査に関する資格者要件 | | ● | | ● |
| 事前調査結果等の報告（工事開始前まで） | | ●※1 | ●※2 | ●※3 |
| 作業計画の作成（石綿含有建材がある場合） | | ● | ● | ● |
| 計画の届出（工事開始の14日前まで） | | ●※4 | ●※4 | ●※4 |

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

| 主な規制内容 | 作業の種類 | 吹付石綿、保温材等の除去等 | けい酸カルシウム板第1種の破砕等 | 仕上塗材の電動工具による除去 | スレート板等の成形品の除去 |
|-------------------------|-------|---------------|------------------|----------------|---------------|
| | | | | | |
| 事前調査結果の作業場への備え付け、掲示 | | ● | ● | ● | ● |
| 石綿作業主任者の選任・職務実施 | | ● | ● | ● | ● |
| 作業者に対する特別教育の実施 | | ● | ● | ● | ● |
| 作業場所の隔離 | | ● | ● | ● | |
| 隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認 | | ● | | | |
| 作業時に建材を湿潤な状態にする | | ● | ● | ● | ● |
| マスク、保護衣等の使用 | | ● | ● | ● | ● |
| 関係者以外の立入禁止・表示 | | ● | ● | ● | ● |
| 石綿作業場であることの掲示 | | ● | ● | ● | ● |
| 作業者ごとの作業の記録・40年保存 | | ● | ● | ● | ● |
| 作業実施状況の写真等による記録・3年保存 | | ● | ● | ● | ● |
| 作業者に対する石綿健康診断の実施 | | ● | ● | ● | ● |

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆ 建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆ 船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ 小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であつて、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和3年4月1日施行

■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
 - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆ 事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆ 作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

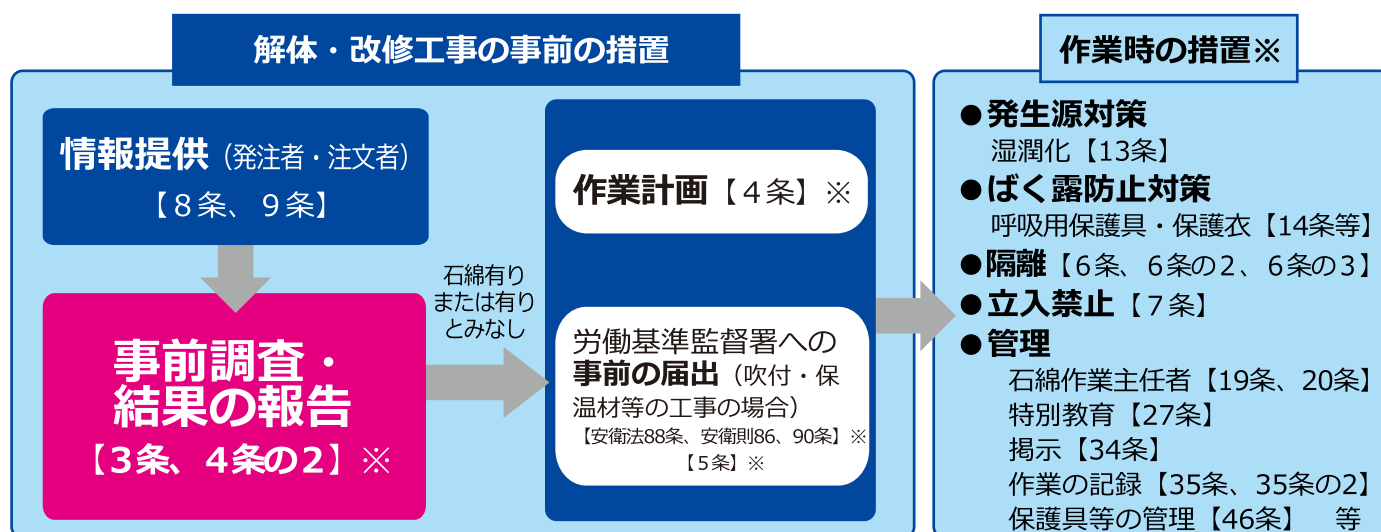
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

| 工事の対象 | 工事の種類 | 報告対象となる範囲 |
|----------------------------|-----------|-------------------|
| 全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む) | 解体 | 解体部分の床面積の合計が80㎡以上 |
| | 改修（※1） | 請負金額が税込100万円以上 |
| 特定の工作物（※3） | 解体・改修（※2） | 請負金額が税込100万円以上 |

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和8年1月1日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存
参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

| 規制内容 | 工事の種類 | 全ての解体・改修工事 | | |
|---|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 建築物 | 工作物 | 鋼製の船舶 |
| 事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の3年保存【3条】 | | ● | ● | ● |
| 事前調査に関する資格者要件【3条】 | | ● | ▲ ^{※2} | ● |
| 分析調査に関する資格者要件【3条】 ^{※1} | | ● | ● | ● |
| 事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】 | | ● ^{※3} | ● ^{※4} | ● ^{※5} |
| 作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】 | | ● | ● | ● |
| 計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】 | | ● ^{※6} | ● ^{※6} | ● ^{※6} |

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者にとっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



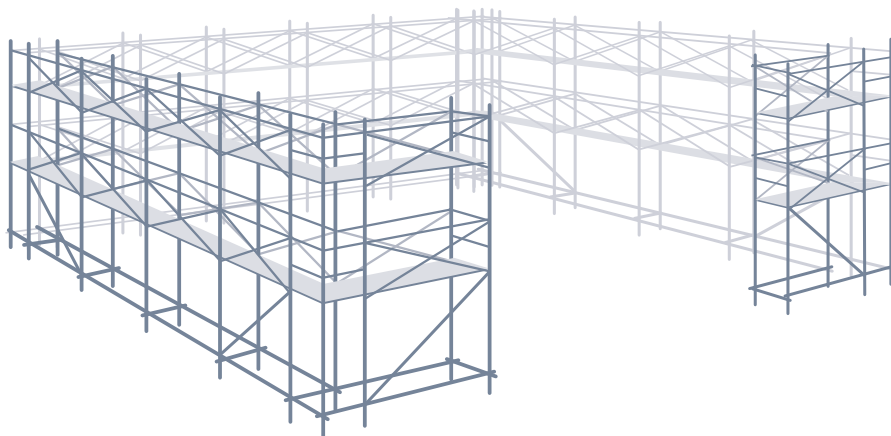
■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

| 主な規制内容 | 工事の種類 | 吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2） | けい酸カルシウム板第1種の破砕等 | 仕上塗材の電動工具による除去 | スレート板等の成形品の除去（レベル3） |
|---|-------|------------------------|------------------|----------------|---------------------|
| | | | | | |
| 石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】 | ● | ● | ● | ● | |
| 作業者に対する特別教育の実施【27条】 | ● | ● | ● | ● | |
| 作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】 | ● | ● | ● | ● | |
| 隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】 | ● | | | | |
| 作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】 | ● | ● | ● | ● | |
| マスク、保護衣等の使用【14条】 | ● | ● | ● | ● | |
| 関係者以外の立入禁止・表示【15条】 | ● | ● | ● | ● | |
| 石綿作業場であることの掲示【34条】 | ● | ● | ● | ● | |
| 作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】 | ● | ● | ● | ● | |
| 作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】 | ● | ● | ● | ● | |
| 作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】 | ● | ● | ● | ● | |

(※) 表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

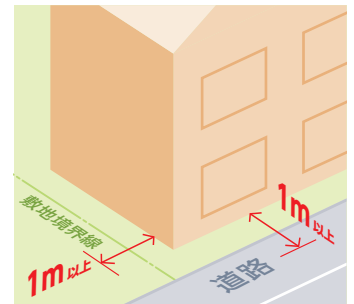
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

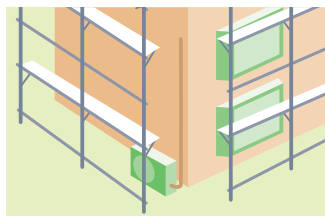
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

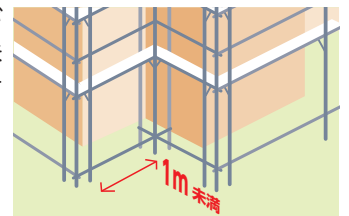


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

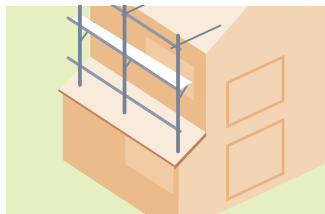
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



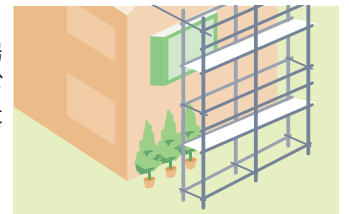
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



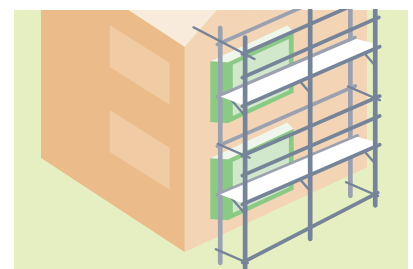
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

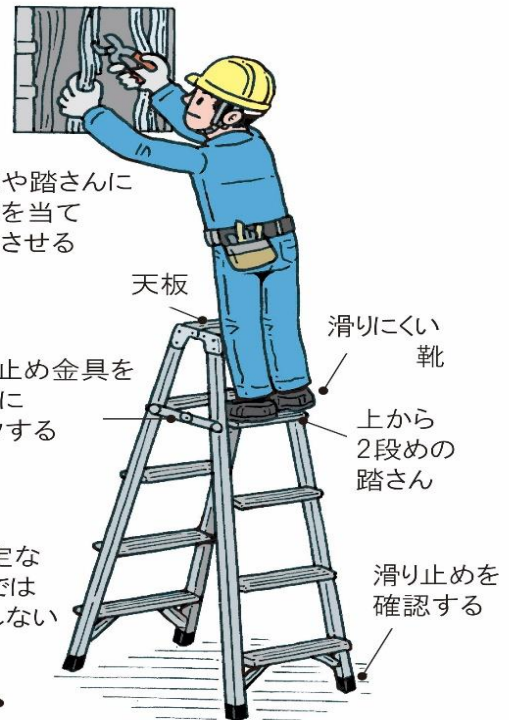
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

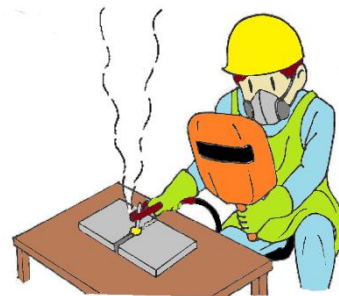
※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

1. 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

| 主な有害性（発がん性、その他の有害性） | 性状 |
|--|---------------------------------------|
| 発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性 | 溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度） |
| その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害 | |

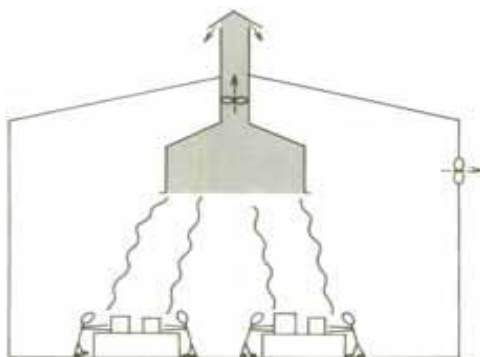
2. 特定化学物質としての規制

(1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

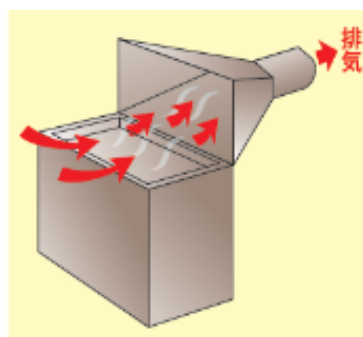
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間**ごとに、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



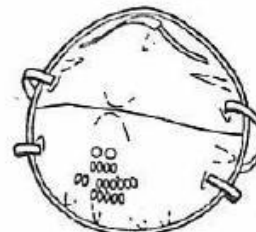
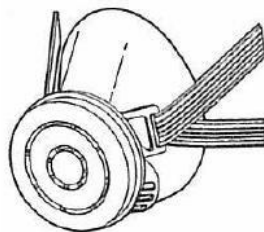
(2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

(参考) 呼吸用保護具の種類

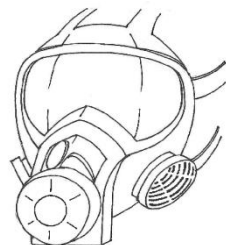
防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】

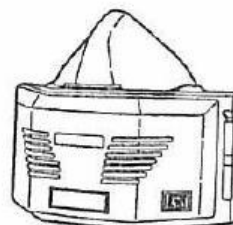


電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具**の使用状況を監視すること

(4) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

| | |
|------|--|
| 1次検診 | ①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定 |
| 2次健診 | ①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定 |

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

(5) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の2）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。
- ④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
以下の設備を設ける。
 - ・洗顔、洗身またはうがいの設備
 - ・更衣設備
 - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の2）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

| 規制の内容 | 2020(令和2)年 | | | | 2021(令和3)年 | | | | 2022(令和4)年 | | | |
|----------------------------------|---|----|----|-----|------------|----|----|-----|--------------------|----|----|-----|
| | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 |
| 呼吸用保護具の使用等 | 特化則 に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から 粉じん則 の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 | | | | | | | | 呼吸用保護具の選択・使用(4/1~) | | | |
| 特定化学物質 作業主任者の選任 | | | | | | | | | 選任義務 (4/1~) | | | |
| 全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置 | | | | | | | | | 実施義務(4/1~) | | | |

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html



新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



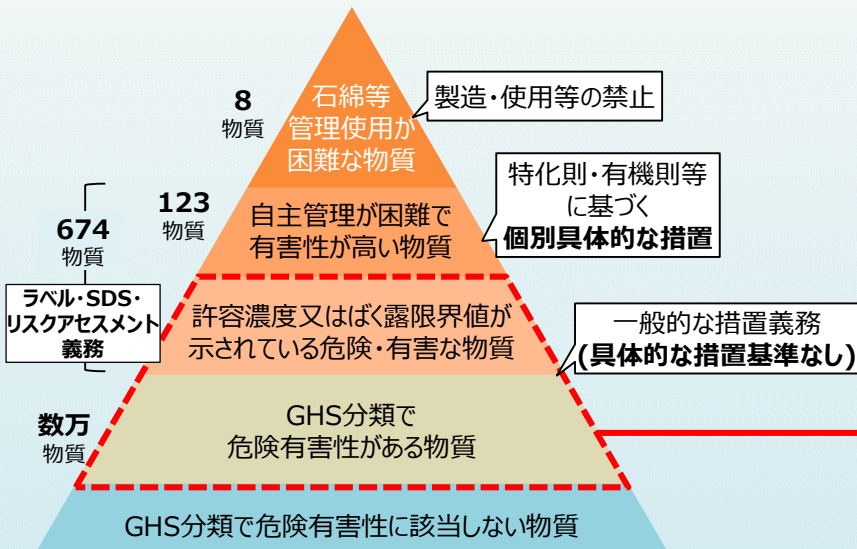
リスクアセスメントの実施



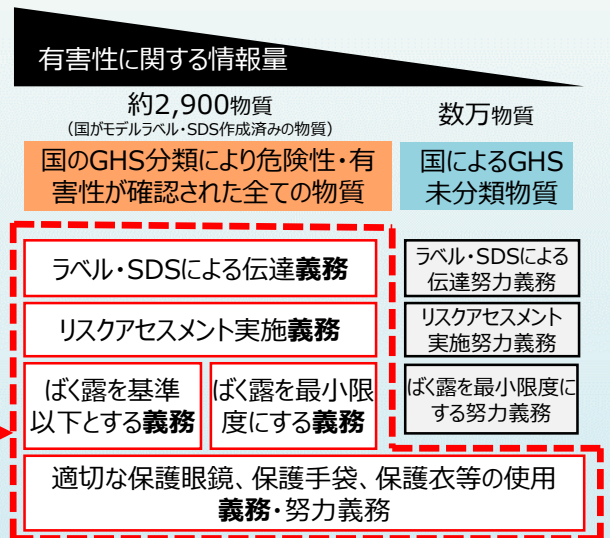
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

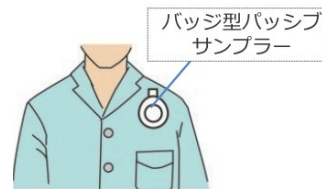
リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



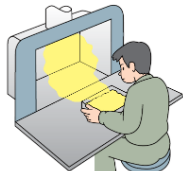
個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



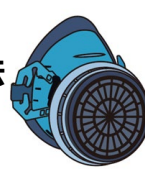
代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

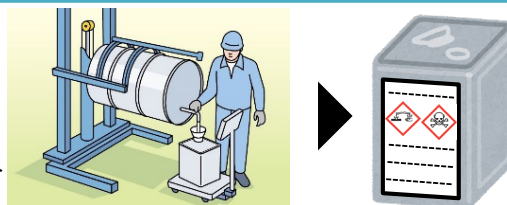
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載が必要**になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**化学物質管理者の選任が義務化**されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

| | |
|--------------------|---------------------|
| リスクアセスメント対象物の製造事業場 | 専門的講習の修了者 |
| 上記以外の事業場 | 資格要件なし（専門的講習の受講を推奨） |

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇い入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

| 分野 | 関係条項 | 項目 | 質問 | チェック | 施行期日 |
|----------------------------|---------------------------------|---|---|---|-------------------|
| 化学物質管理体系の見直し | 安衛令別表第9 | ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質 | ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？ | | ③ ※令和7年以降も順次追加 |
| | 安衛則第577条の2 第577条の3 | リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務 | リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ | | ② |
| | | | 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ | | ③ |
| | | | 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） | | ②、③ |
| | | | リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？ | | ② |
| | 安衛則第594条の2 第594条の3 | 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 | 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ | | ③ |
| | | | 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く） | | ② |
| | 安衛則第22条 | 衛生委員会の付議事項 | 衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？ | | ②、③ |
| | 安衛則第97条の2 | がん等の把握強化 | 化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？ | | ② |
| 安衛則第34条の2の8 | リスクアセスメント結果等の記録 | リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで） | | ② | |
| 安衛則第34条の2の10 | 労働災害発生事業場等への指示 | 労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？ | | ③ | |
| 安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項 | 健康診断等 | リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） | | ③ | |
| | | 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） | | | |
| 実施体制の確立 | 安衛則第12条の5 | 化学物質管理者 | 化学物質管理者を選任していますか？ | | ③ |
| | 安衛則第12条の6 | 保護具着用管理責任者 | （労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？ | | ③ |
| | 安衛則第35条 | 雇入れ時教育 | 雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？ | | ③ |
| 情報伝達の強化 | 安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3 | SDS通知方法の柔軟化 | SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？ | | ① |
| | | | 「人体に及ぼす作用」の確認・更新 | 5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？ | |
| | 安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6 | SDS通知事項の追加等 | SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ | | ③ |
| | | | SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。 | | |
| 安衛則第33条の2 | 別容器等での保管 | リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？ | | ② | |
| その他 | 特化則、有機則、鉛則、粉じん則 | 個別規則の適用除外 | 労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？ | | ② |
| | | | 左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？ | | ③ |
| | 特化則、有機則、鉛則、四アルキル則 | 特殊健康診断 | 作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？ | | ② |

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

